

生活環境影響調査の流れについて

一般廃棄物処理施設を建設する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、施設周辺の生活環境へ及ぼす影響について、事前に生活環境影響調査・予測・評価を行うことが必要となります。

項目選定に当たっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）（以下「指針」という。）に基づき項目を選定しており、その他、建設する土地の地域特性等を考慮し、自主調査項目を追加いたしました。

泉南清掃事務組合（以下「本組合」という。）においては、大気質、騒音、振動、悪臭を指針より選定し、生活環境の保全に万全を期すため、低周波音、温室効果ガス、電波障害を自主調査項目に選定いたしました。

選定項目の決定に当たっては「実施計画書」を作成し、事前に組合の附属機関である「泉南清掃事務組合次期ごみ処理施設整備専門委員会（以下「専門委員会」という。）のご意見を賜りました。その結果、専門委員会において承認を得て実施してまいりました。

調査結果については、令和6年7月1日から7月31日まで縦覧し、また8月14日までは、設置に関して利害関係を有する者を対象に意見を募集いたします。

その後、報告書の完成にあたっては、意見書の回答、反映を含めて、専門委員会のご意見を賜り承認を得る予定です。

図 生活環境影響調査フロー

